

## 石川県立こころの病院診療情報提供実施要綱

### 1 趣旨

今日の医療においては、患者と医療従事者が共同して疾患を克服する視点が重視され、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療の重要性が強調されている。

このような視点から、医療法第1条の4第2項では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」としており、診療情報の提供は、その一内容として位置付けられるものと考えられる。

この要綱は、石川県立こころの病院（以下「病院」という。）が診療情報の提供を適切に行うため定めるものである。

### 2 目的

この要綱は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者等の求めに応じて、原則として診療情報を提供することにより、医療従事者と患者とが診療情報を共有し、もって相互の信頼関係を深めることにより、質の高い医療を実現することを目的とする。

### 3 提供する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲は、診療録（カルテ）、看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録とする。ただし、病院以外の者が作成又は取得した診療情報については、その者の承諾を得るものとする。

### 4 診療情報の提供を申し出ることができる者

診療情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 患者本人

(2) 患者本人以外の者

ア 成年被後見人である場合は成年後見人

イ 未成年者の法定代理人

ウ 実質的にケアをおこなっている親族又はそれに準ずる者

ただし、上記イ・ウの場合は、患者が満15歳以上で合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とするものとする。

### 5 診療情報提供の手続

診療情報の提供の手続きは、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、一部の診療記録を閲覧に供する場合などは、この手続を省略することができる。

(1) 申出者は、別に定める「診療情報提供申出書」を病院長へ提出しなければならない。

この申出書の受付と申出者の確認は、医事課において行う。

(2) 院長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に提供の可否等について決定し、申出者に対して「診療情報取扱回答書」により遅滞なく通知する。ただし、やむ

を得ない理由により、規定の期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

- (3) 院長は、提供の可否等の決定にあたり、診療情報提供委員会の意見をあらかじめきくものとする。ただし、開示することに特に問題がないと院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。この場合は、直近の委員会に報告する。
- (4) 診療情報の提供は、閲覧及び写しを交付することにより行うことを原則とする。ただし、診療情報に代わる要約書の交付をもって写しの交付に代えることができる。
- (5) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において職員の立ち会いのもとに主治医（又は診療部（医）長）が行う。その際、申出者の求めがあれば、その記載内容について説明するものとする。
- (6) 申出者が、病院が保有する診療情報を病院外に持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

## 6 診療情報を提供しないことができる場合

提供された診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができるものとする。ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的対応であるから、画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、診療情報提供委員会において、個別的に慎重な判断を行うこととする。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき。

〈予測される事例〉

悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合である。

- (2) 第三者から得た情報で当該第三者の了解が得られないとき。

〈予測される事例〉

紹介状に含まれる情報等第三者から得た情報であって、かつ、開示について当該第三者の了解を得られない場合である。

- (3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき。

〈予測される事例〉

申出者への診療情報提供により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など、情報提供を拒む正当な理由がある場合である。

- (4) 未成年者の法定代理人による提供がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

〈予測される事例〉

法定代理人（親）による虐待を受けた未成年者（子供）の心情等を記録した文書や法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報が記録された文書について提供の申出がなされた場合であって、これを提供することが当該未成年者の利益に反す

る場合である。

#### 7 患者本人が死亡した場合の特例

患者本人が入院中に急死した場合など、診療情報の提供について患者本人が意思表示できなかった場合で、配偶者及び二親等内の血族並びに精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第20号第2項第4号の規定により選任された保護者（以下「遺族」という。）からの請求があり、遺族との信頼関係の確保のため必要がある場合には、院長は診療情報提供委員会に諮り、診療情報の提供を行うことができる。ただし、患者本人が死亡した場合の特例として行う診療情報の提供申し出については、患者の死亡の翌日から起算して60日以内の期間とする。

#### 8 診療情報提供委員会の設置

- (1) 診療情報の提供が適切に行われるよう、病院に診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、病院における診療情報の提供の具体的方策及び事務処理要領等を定める。なお、委員会の構成は、副院長、事務局長、医師、看護部長、総務課長、医事課長等とし、院長が任命する。
- (3) 委員会は、実施要綱等に基づき個々の申出に関して、申出者の適否・提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否（全部提供・一部提供・非提供等）について公平かつ慎重に検討する。
- (4) この要綱に基づき、診療情報を提供するに当たり発生した運営上の問題点等については、委員会で検討し、適宜この要綱の見直しを行うものとする。

#### 9 診療情報の提供に必要な費用の徴収

閲覧、口頭による説明及び要約書の交付については無料とする。ただし、写しの交付については、別に定める費用を徴収する。

郵送による場合にあっては、別に実費を徴収する。

#### 10 その他

- (1) この要綱の運用に当たっては、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。
- (2) この要綱に基づく診療情報の提供の申し出は、条例による開示請求を妨げるものではない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。